

平成29年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

原告 島 昭宏

被告 崔 勝久 外1名

陳 述 書

平成30年5月7日

横浜地方裁判所第4民事部 御中

被 告 朴 鐘 碩

「原発メーカー訴訟の会」(以下、「訴訟の会」)事務局は、福島事故を起こした原発メーカー(GE・日立・東芝)の道義的、社会的責任を問う訴訟(東京地方裁判所2015年(ワ)第2146、5824号)を提起し、世界39ヶ国から約4千人の原告を集め、被告崔・朴は、その前・現事務局長です。

被告らは、原発メーカー訴訟代理人・島昭宏弁護士の不条理を糾すため、事実(乙1～乙29)に基づいて批判・論評しました。これまで被告らが主張してきたように原告の「業務活動の阻害、名誉棄損、社会的地位低下を目的」にしたものではありません。

原告は、批判・論評に対して文章全体、文脈の前後関係を理解することなく、まともな反論もせず、ただ恣意的に都合よく言葉を抜粋、寄せ集めたにすぎません。

島昭宏弁護士は、弁護団の主導に従わないという理由で私たち2名の訴訟委任契約を解除しました。

これまでの集団訴訟において類のない代理人辞任でしたが、被告らは、民法に基づく選定当事者制度を活用し、訴訟代理人を選任せず、「訴訟の会」本人訴訟団を結成し、訴訟を続け、事故を起こした原発メーカーの責任を追及し、核兵器と表裏一体である原発を廃絶するために国際連帯運動を展開しました。

原発メーカー訴訟の国際的・社会的な意義は、人類と共存できない米国の核開発、広島・長崎への原爆投下によって犠牲となった人々、強制連行された朝鮮人被爆者、その子供たちの苦難の歴史と深く繋がっています。

このような歴史的背景から日本の戦争責任、米国の原爆投下の責任が問われなければなりません。つまり、「戦後の原発体制は、差別と抑圧を基盤にして成り立っている」と、事務局は合意しました(乙13)。海外原告が、短期間で韓国はじめ台湾、インドネシアなど約2500名集まったのも、こうした背景があります。

島昭宏代理人が正当な理由もなく、一方的に「訴訟の会」の在日である事務局長2名の委任契約を解除した事実は、「訴訟の会」に「混乱」が生じ、世界の人びとが関心を寄せました。「混乱」の收拾、解決に向けて、SNSなどを通じて会員にタイムリーに逐次正確な情報を発信することは、事務局の使命です。

ボランティアとして関わる事務局員は、私生活を犠牲にし、原発メーカー訴訟勝訴を優先し、必死になって「混乱」の收拾、解決に向けて島弁護士はじめ弁護団との円滑な訴訟運営に全力を挙げて努力し、何度も話し合いを求めまし

たが、弁護団はこれを無視・拒否しました(甲 32, 33)。原告は、被告らへの反論があれば、徹底的に議論し、話し合いによって解決すべきだったのです。

原告は、「人権」弁護士でありながら、差別・抑圧と正面から向き合わず、戦後 70 年以上に亘って、弱者である「在日」の置かれている歴史的、政治的、社会的状況を知ろう、理解しようともせず、乏しい表面的な知識から「在日」をはじめとする外国籍者、支援者に差別的、排外的な発言をしています。

「韓国人(中国人もかな)が日本人より多くなるのが問題だと言っているんです。現在のヘイトスピーチ等の状況を見れば、例えば、韓国人 2,000 人、中国人 2,000 人、そして日本人 100 人という原告団が東芝や日立を訴えたとき、右翼の連中が騒ぐ格好の材料を与えることになると思いませんか?」、「日本人原告が韓国人原告より少ない場合は、提訴はできません。そこだけは、はっきりと申し上げさせていただきます。韓国人の集団が、日本のメーカーを訴えた、という構図になれば、この訴訟の意味は完全に違うものになってしまい、必死になって作った訴状が無意味になるからです」(乙 28 P14)と記しています。また、「事務局長が、原発体制の根幹は差別だと内外に訴え、自身のライフワークである民族差別闘争を成し遂げるための手段として原発メーカー訴訟を利用するなどということは言語道断」(2014 年 8 月 26 日甲 4)などと原告は、被告崔の全人格を否定する意見を表明し、原発メーカー訴訟よりも、意に沿う世話人会メンバーと共に「訴訟の会」の分断、混乱を画策しました。

その後、「崔さん、僕(原告)は、あなたが自分の民族差別闘争のために、この訴訟を利用しようとしていると断定したことを撤回し、謝罪します。申し訳ありませんでした」(乙 11)と「謝罪」するものの、「訴訟の会」事務局が管理する金銭の全額引渡要求(乙 10-2, 10-3)に失敗すると、「僕(原告)は、謝罪も撤回も必要はないと思っています」と、自ら覆すメールを被告崔に発信しています(甲 28)。

原告は、崔前事務局長の辞任を要求し、第 3 者を通じて「訴訟の会」事務局で集めた寄付金、会費の全額引渡を求める「恫喝」文書を事務局に送付しています。

さらに原告は、裁判の主体は、法定代理人でなく原告であるという原則を蹂躪し、法定代理人の主導に従わない原発メーカー訴訟の原告を切り捨てました。

「代理人の意向に沿わない」との理由で外国籍(在日)である、前・現事務局長であった被告 2 名を標的にして、第 1 回口頭弁論までの 1 ヶ月余の直前になって代理人契約を解除したのです。

東京地方裁判所が主催した進行協議に、島弁護士はじめ弁護団は原発メーカー訴訟原告の参加を拒否しましたが、担当書記官は私(朴)の参加を認め、発言まで許可しました。当然の権利であると認めています。

しかし、当初、「訴訟の会」事務局の会計を担当した大久保徹夫証人は、島弁護士の意に沿う世話人会のメンバーとなって、一方的な弁護士からの情報で「ん? 今日代理人だけの会議じゃなかったの?」に対し、書記官は朴さんの目の前で、「ご本人が来てしまったので断れない」と全く事実と異なる虚偽の内容をメーリングリストに投稿し(2015 年 6 月 5 日乙 28 P19)、「訴訟の会」

を混乱させました。私は進行協議に「強行出席」したのではありません(甲 30)。私は、何度も訂正を求めましたが、大久保証人は無視しました。

このように意に沿わない原発メーカー訴訟の原告を切り捨て、支援母体である「訴訟の会」事務局への不当な人事介入と金銭要求、進行協議の参加拒否は、明らかに「訴訟の会」事務局への越権行為であり弁護士としての資質が問われなければなりません。裁判の主体である原告の意思を反映させない島昭宏弁護士の考え方、姿勢に多くの「訴訟の会」原告・サポーターから代理人として妥当なのか、疑問、批判が起こったのも当然であり、島代理人の解任と他の弁護士に依頼することを検討しました。

そのためにも事実に基づいた島弁護士の言動、批判、論評を世界 39 カ国の「訴訟の会」原告に SNS を通じてタイムリーに発信し、意見を求め、円滑な訴訟を維持し、勝訴に導くために弁護団に話し合いを求めることは事務局(長)の使命、責務です。

しかし、本訴訟は、被告らの言論、批判意見の公的表明のチリング・エフェクト(萎縮効果)を狙った、典型的なスラップ裁判(乙 7)であり、被告らに対する悪意に満ちた嫌がらせです。「憲法 21 条(表現・言論の自由) 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」に反するものです。

原告準備書面(3)で書かれていますが、「民主主義国家における法秩序の担い手であることを期待される」「人権」弁護士である原告は、被告らの公の場での発言、原告への批判、意見を封じるために威圧的あるいは恫喝的な目的で訴訟を起し、根拠のない法外な金銭(330 万円以上)を請求し、被告らに金銭的、経済的負担を負わせて精神的苦痛を与えています。

従って、本訴訟は、被告への言論・表現の自由の抑圧と嫌がらせを狙ったスラップ裁判であり、原告の「業務活動の阻害、名誉棄損、社会的評価の低下」に該当せず、当然損害賠償請求も認められません。

被告らの事実に基づいた批判、論評は、原発メーカー訴訟の意義を社会性、公益性の観点から、事実に基づいて「人権」弁護士である原告の不条理、不法行為を明らかにしたものであって言論・表現の自由に相当します。つまり島昭宏・原告の主張は、「弁護団の傲慢、特権意識、自己顕示欲の表れ」(甲 40, 41)であり、言論の自由を奪い、法律に疎い多くの社会的弱者に無言と沈黙を強いて、主体である原発メーカー訴訟の原告らへの恫喝に繋がります。

従って、本訴訟には理由がないため、国籍を理由に日立から民族差別された私に勝訴を下した横浜地裁(乙 28 P12 昭和 45 年(ワ)第 2118 号)において、裁判長に原告の請求を棄却する判決を求めます。

以 上